



第6章 施設整備の方向性

1. 介護保険に関わる施設整備の方向性

(1) 第4期計画までの整備状況

介護保険に関わる施設（以下、「施設」という。）の整備にあたっては、国が示す参酌標準を目安に、大阪府が示す「大阪府高齢者保健福祉施設整備方針」（以下、「大阪府施設整備方針」という。）を踏まえつつ、本市の実情に応じた整備を図ってきました。

第4期計画期間においては、大阪府の整備方針により、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）を各日常生活圏域（計5圏域）へ1箇所ずつ計5箇所（29床×5施設＝145床）整備しました。

第4期計画期間終了時点（平成23年度末）での施設の整備状況は次のとおりです。

区分	内容	施設数	入所定員
施設サービス			
広域型特別養護老人ホーム	身体や精神に障がいなどがあって、家庭での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：30人以上）	14箇所	881人
介護老人保健施設	要介護認定を受けた人の中で病状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設	5箇所	471人
介護療養型医療施設	病状が回復期に向かっている、または慢性疾患により自宅療養が難しく長期療養が必要であるが、入院は難しい状態の高齢者等に、医療を行いながら、リハビリを続ける施設	3箇所	240人
地域密着型サービス（利用対象者：市内居住者）			
地域密着型特別養護老人ホーム	身体や精神に障がいなどがあって、家庭での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：29人以下）	5施設	145人
小規模多機能型居宅介護	主に認知症高齢者を対象に「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態を一体的に24時間切れ目なくサービス提供する施設	5施設	123人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症など的高齢者が一般の住宅で地域社会に溶け込みながら生活することを目的に共同生活を行う施設	19施設	290人

(2) 施設整備を取り巻く状況

本市における施設を取り巻く状況としては、特別養護老人ホームへの入所待機者は増加傾向にあり、とりわけ、高齢者のみ世帯における老々介護や認知症に対する家族介護の限界によるニーズは高い状況にあります。

平成23年度当初における特別養護老人ホーム待機者数は291人となっており、第3期計画最終年度である平成20年度の167人と比較して、124人の増となっています。

また、「第2章 高齢者の現状と将来人口推計」の「5. 将来推計」のとおり、今後も本市の高齢者人口は増加を続け、平成26年度には、65歳以上の高齢者人口70,102人、高齢化率は26.1%となる見込みです。これに比例して、要介護認定者数や高齢者のみ世帯は増加していく見込みであり、施設あるいは在宅で介護を必要とする人も増加することが予想されます。

(3) 施設整備の基本方針

本計画では、第5次総計に掲げる、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざし、それぞれの地域の状況を踏まえつつ、引き続き「地域包括ケア」の考え方にもとづき、在宅生活支援のさらなる充実を図ることを重点方針の1つに掲げています。

この在宅生活支援を含めて、地域における高齢者の日々の生活の利便性の向上に向けては、在宅生活支援機能をもつ施設が身近に存在することが重要であると考えられます。本市では、これまでの整備により、各種施設の一定の整備は図られてきたものの、「第2章 高齢者の現状と将来人口推計」の「4. 日常生活圏域ごとの状況」において整理したとおり、各中学校区で比較した場合には、地域によりその設置状況に差があるのが現状です。

これらの点を踏まえ、本計画期間における施設整備については、入所待機者の解消を図るとともに、地域バランスのとれた在宅生活支援の充実を図るため、第2圏域における久宝寺中学校区、第3圏域における志紀中学校区、第4圏域における曙川中学校区の3中学校区を対象に、地域における在宅生活支援に資する施設の整備を図っていきます。

また、地域における在宅生活支援に資する施設の規模や機能、施設サービスへの市民ニーズ等を考慮し、特別養護老人ホームの整備を優先し、その他の施設については、新たな整備は行わないこととします。特別養護老人ホームの整備に当たっては、国や府の示す方向性に沿って、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備を基本としつつ、相談機能をはじめ、複合的な機能を有した総合的な在宅生活支援の拠点となる施設の必要性、中部ブロック（東大阪市、柏原市、八尾市）における広域的な高齢者支援に向けた連携による他市被保険者の一部受け入れの必要性等を考慮し、広域型特別養護老人ホームの整備も図ります。

(4) 施設整備の方向性

①介護保険施設

1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■整備内容

施設区分	地域密着型特別養護老人ホーム	広域型特別養護老人ホーム
整備地域（※）	久宝寺中学校区（第2圏域） 志紀中学校区（第3圏域） 曙川中学校区（第4圏域）	
整備数	2箇所	1箇所
定員	計58人（29人×2箇所）	50人〔本市被保険者受入分〕 （圏域調整により他市受け入れ分を積み増す場合もある。）
整備年度	平成26年度	平成26年度

（※）3地域のそれぞれに地域密着型特別養護老人ホームまたは広域型特別養護老人ホームのいずれの施設を整備するかについては、公募時の提案状況等により決定することとし、本計画では、暫定的に第2および第3圏域に地域密着型特別養護老人ホームの必要利用定員総数を計上します。

（注）広域型特別養護老人ホームの1箇所（定員70人）について、平成22年度に16人分を多床室からユニット型へと転換し、「一部ユニット施設」として運営してきましたが、平成23年9月の国の基準改正に伴い、一部ユニット施設が廃止されました。よって、次の施設指定更新時である平成26年4月1日に、ユニットの16人分は地域密着型特別養護老人ホームへと転換し、残りの54人分は引き続き広域型特別養護老人ホームとして運営していく予定です。

2) 介護老人保健施設

本計画期間においては、大阪府施設整備方針および本市の当該施設に係るサービス見込み量等を踏まえ、新たな施設の整備は行わないものとします。

3) 介護療養型医療施設

当該施設は、平成23年度末で廃止する方針が国から示されていたところ、平成29年度末まで廃止期限の延長がなされましたが、新たな施設の整備については認められていません。

なお、廃止に伴う他の施設への転換等については大阪府と連携を図ります。

②地域密着型サービス事業所（特別養護老人ホームを除く）

1) 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

計画期間においては、本市の当該施設にかかるサービス見込み量を踏まえ、新たな施設の整備は行わないものとします。

2) 地域密着型特定施設（地域密着型有料老人ホーム等）

計画期間においては、本市の当該施設にかかるサービス見込み量を踏まえ、新たな施設の整備は行わないものとします。

3) その他の地域密着型サービス事業所

その他の地域密着型サービス事業所には、(ア) 小規模多機能型居宅介護事業所、(イ) 認知症対応型通所介護事業所、(ウ) 夜間対応型訪問介護事業所、(エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所があります。

これらの事業所について、第4期事業計画期間に引き続き、高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、事業者の指定に努めていきます。

2. 特定施設入居者生活介護指定の方向性

(1) 現状および課題

平成23年10月に施行された改正高齢者住まい法により「サービス付き高齢者向け住宅制度」が創設されました。「サービス付き高齢者向け住宅」は、従来の「高齢者向け優良賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者円滑入居賃貸住宅」を一本化し、基準に適合する高齢者向け住宅を都道府県において登録し、利用者への情報提供等を円滑に行うための制度です。

現行の有料老人ホームについては住所地特例の対象施設となる一方で、賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅については「特定施設入居者生活介護」の指定を受けない限り住所地特例の対象とはならないため、他自治体からの転入によりサービス供給量が増大する懸念があります。

また、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の多様な住まいの選択肢の一つとして期待できる一方、多様なサービス展開が予測されるため、入居者に一体的なサービス提供を行うことで、介護サービスの質の確保を図る必要があります。

(2) 基本方針

本計画期間においては、今後のサービス付き高齢者向け住宅の動きが不明確であることから、指定枠の拡大については、住所地特例が適用されない「賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅」のみを対象とし、また、指定数についても100床とし、今後の動向を見定めながら、高齢者が安心して住むことができる住まいの充実に努めることとします。

また、平成24年度から大阪府より、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）の指定・指導監督権限が移譲されることに伴い、関係部署と連携を図りながら、ハード・ソフトの両面において、効果的な実地調査や給付の適正化等に取り組み、介護サービスの質の向上に努めていきます。

(3) 方向性

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
新規指定数(床)	0	50	50

3. 老人福祉施設整備の方向性

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上の理由および経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な人が入所し、養護を受けるとともに自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を受けることを目的とする施設です。

本計画期間においては、当該施設における受け入れ状況や待機状況等を踏まえ、必要量はおおむね満たしていることから、新たな施設の整備は行わないものとします。

■必要利用定員数

区 分	4期計画	5期計画		
	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
施設数(箇所)	1	1	1	1
定 員(人)	50	50	50	50

(2) 軽費老人ホーム

60歳以上で、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活が困難な方が、低額な料金で施設との直接契約により入所する施設です。

平成23年度末をもって、経過的軽費老人ホーム（これまでのA型）の内1箇所が運営を終了しますが、軽費老人ホームについては、その役割を勘案し、おおむね必要な整備を満たしつつあることから、今後の整備は、経過的軽費老人ホームの改築時に軽費老人ホーム（これまでのケアハウス）への転換を進めていくことで対応していくこととします。

■必要利用定員数

区 分		4期計画	5期計画		
		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
軽費老人ホーム	施設数(箇所)	5	5	5	5
	定 員(人)	203	203	203	203
経過的軽費老人 ホーム	施設数(箇所)	3	2	2	2
	定 員(人)	190	100	100	100

